

◎沖縄振興特別措置法の一部を改正する

法律

(平成二四年三月三十一日法律第一三号)

一、提案理由(平成二四年三月一日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)

○川端国務大臣 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

沖縄はアジア太平洋への玄関口として大きな潜在力を秘めており、本年一月の野田内閣総理大臣施政方針演説でも述べられておりますとおり、日本に広がるフロンティアの一つです。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが、日本再生の原動力ともなり得るものと考えております。

本法案は、これまでの沖縄振興における成果と課題を踏ま

え、沖縄の優位性を生かした自立型経済を發展させるための施策を沖縄がみずから主体的に講じることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興特別措置法を改正し、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図るとともに、その有効期限を十年間延長する等の所要の措置を講ずるものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、従来国が作成することとしていた沖縄振興計画について、国は、国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を定める沖縄振興基本方針を策定することとし、これに基づき、沖縄県が沖縄振興計画を定めることとしております。また、沖縄県が策定し、国が同意することとされていた分野別計画を廃止することとしております。

第二に、産業振興のための特別措置の充実等についてです。

沖縄のリーディング産業である観光の振興のため、現行の観光振興地域制度にかわり、観光地形成促進地域制度を設けるとともに、通訳案内士法の特例の創設、沖縄型特定免税店制度の拡充、航空機燃料税の軽減措置の拡充等の措置を講ずることとしております。

また、観光と並ぶリーディング産業である情報通信産業の振

興のため、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区制度を拡充することとしております。

さらに、沖縄の製造業等の高度化及び事業革新の促進のため、現行の産業高度化地域制度にかわり、産業高度化・事業革新促進地域制度を創設いたします。また、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かした国際物流拠点産業の集積を図るため、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度にかわり、国際物流拠点産業集積地域制度を創設することとしております。

これらの措置に加え、金融業務特別地区制度の拡充、電気の安定的かつ適正な供給の確保のための措置の拡充等の措置を講ずることとしております。

第三に、良好な景観の形成、子育ての支援等、沖縄の振興を図るに当たって必要な配慮規定を創設するなど所要の措置を講ずることとしております。

第四に、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等について、当該事業等の実施に要する経費に充てるための交付金に係る規定を創設することとしております。

第五に、法律の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで延長することとしております。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

このほか、附則において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税及び揮発油税に関する特例の延長、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に規定する沖縄振興開発金融公庫の統合時期の延長等、所要の措置を講ずることとしております。

(略)

以上が、両法律案の提案理由及び概要でございます。

両法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告
(平成二四年三月二三日)

○福井照君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案のうち、まず、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図ろうとするものであります。

(略)

両法律案は、去る十三日本委員会に付託され、翌十四日川端

沖繩北方担当大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

翌十五日には、沖繩振興法の一部改正案に対し、宮腰光寛君外三名から、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合の共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、両案及び修正案に対する質疑を行いました。

引き続き、翌十六日及び二十一日に質疑を行い、三党派共同提出の修正案について撤回を許可し、質疑を終局いたしました。質疑終局後、沖繩振興法の一部改正案に対し、沖繩の振興及び自立的発展を推進するため、特別措置の一層の充実を図ることとする修正案を提出し、趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第でございます。

.....(略).....
なお、両法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十四年三月二日)

○福井委員長　まず、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本修正案は、沖繩の振興及び自立的発展を推進するため、特別措置の一層の充実を図る修正を行うとしますのででございます。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国際物流拠点産業集積地域の指定要件として、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域等을 明記するとともに、税関、検疫機関等に係る業務体制の整備等に關する国の努力義務の規定を設けること。

第二に、漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、安全対策の強化その他必要な措置に關する国の努力義務の規定を設けること。

第三に、観光等の産業の振興のために必要な分野における高度な知識または技術を有する人材の育成及び確保並びに起業を志望する者への支援に關する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

第四に、自然環境の保全及び再生に資する生態系の維持または回復等に關する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

第五に、青少年であつて障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上で困難を有するものの修学または就業を支援するための援助の実施に關する国及び地方公共団体の努力義務の規定

定を設けること。

第六に、沖縄の均衡ある発展のための特別措置として、無医地区以外の医療過疎地区における医療の充実に関する配慮規定を設けることとし、新たな公共交通機関のあり方についての調査及び検討の対象として、鉄道及び軌道の整備を明記すること。

第七に、沖縄県は、沖縄の振興に資する事業等に充てる経費の全部または一部を支弁するため、基金を設けることができることとし、国は、特段の事情がある事業等と認めるときは、当該基金の財源に充てるために必要な資金として交付金を交付することができること。

第八に、不発弾等の処理の促進を図るため、その調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実に関する配慮規定を設けること。

第九に、所有者不明土地の実態についての調査及びその結果に基づく必要な措置に関する規定を設けること。

以上が、本修正案の概要でございます。

……………(略)……………

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二日)

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

一 政府は、沖縄振興予算における公共事業関係費については、沖縄県及び市町村の自主性を拡大するため、今後、一括交付金の対象となる経費の一層の拡大を検討すること。

二 政府は、沖縄県における直轄事業の実施に当たっては、地元企業の受注機会の拡大に十分配慮すること。

三 政府は、離島に住所を有する妊産婦の通院及び宿泊に対する支援、離島との航路・航空路による人の往来又は物資の流通の確保に対する支援及び離島の区域外の高等学校に進学した生徒の通学に対する支援については、今後、離島振興法においてこれらの支援に係る規定が設けられた場合は、沖縄県が他の離島に係る財政措置に比べて不利となることのないよう、必要な措置を講ずること。

四 政府は、揮発油税・地方揮発油税の軽減措置に関しては、三年後の期限において、沖縄県の県民生活や企業活動に影響を与えることのないよう、期限の延長その他の必要な措置を講ずること。

三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告

告(平成二十四年三月三〇日)

○岸信夫君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本年は、沖縄の本土復帰から四十年となる節目の年でありますが、両法律案は、いずれもこの三月末で失効する現行法の有効期限を十年間延長するものであります。

まず、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図るため、沖縄県による振興計画の策定、沖縄の特区制度の拡充、いわゆる沖縄振興一括交付金の創設などの特別措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院では、沖縄の振興に資する事業等に充てる基金の設置を沖縄県が行うことを可能とすることなどの修正が行われております。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、関係大臣及び衆議院における修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会での質疑は、これまでの沖縄振興における成果と今後

の課題、沖縄振興一括交付金の活用策と適正執行の確保、沖縄における鉄軌道の整備、雇用の促進や子育て、人材育成のための支援策、観光振興や離島振興のための施策、駐留軍用地跡地の利用推進に関する国の責務と原状回復に係る国の取組方針等について行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年三月二十八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

一、政府は、沖縄振興予算における公共事業関係費については、沖縄県及び市町村の自主性を拡大するため、今後、一括交付金の対象となる経費の一層の拡大を検討すること。

二、政府は、沖縄県における直轄事業の実施に当たっては、地元企業の受注機会の拡大に十分配慮すること。

三、政府は、離島に住所を有する妊産婦の通院及び宿泊に対す

る支援、離島との航路・航空路による人の往来又は物資の流通の確保に対する支援及び離島の区域外の高等学校に進学した生徒の通学に対する支援については、今後、離島振興法においてこれらの支援に係る規定が設けられた場合は、沖縄県が他の離島に係る財政措置に比べて不利となることのないよう、必要な措置を講ずること。

四、政府は、揮発油税・地方揮発油税の軽減措置に関しては、三年後の期限において、沖縄県の県民生活や企業活動に影響を与えることのないよう、期限の延長その他の必要な措置を講ずること。

右決議する。